

# 特別児童扶養手当のしおり

## 特別児童扶養手当とは？

身体または精神に障害がある児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。この手当は、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

堺市

健康福祉局障害福祉部障害支援課

## 1 特別児童扶養手当を受け取ることができる方は？

20歳未満の児童で、政令で規定する障害の状況にある児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育する方（養育者）が手当を受給できます。

Q：両親が児童を監護している場合は、手当は誰が受けるのですか？

A：両親が児童を監護している場合、主として児童の生計を維持する方が手当を受給します。なお、所得の多い方を主として児童の生計を維持するものとみなします。

Q：「養育者」とは？

A：父母を除き児童を養育している（同居し、監護し、かつ生計を維持している）一切の者をいいます。

## 次のいずれかに当てはまるときは手当を受け取ることができません。

1. 手当を受けようとする方または児童が国内に住所を有しないとき
2. 児童が児童福祉施設、障害者福祉施設等に入所しているとき  
(母子生活支援施設、保育所を除きます。里親に委託されている場合は、里親が請求者となります。)  
※施設を退所したときは、退所した日の翌日以降、手当の請求をすることができます。
3. 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき

## 所得額による支給制限があります。

請求者または配偶者及び扶養義務者の前年の収入から給与所得控除額等を控除した所得額（1月から6月に請求する場合は前々年）が、下表の限度額以上となるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当が支給されません。

所得限度額		
扶養親族等の数	請求者（父母または養育者）	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	以下1人増す毎に380,000円加算	以下1人増す毎に213,000円加算
所得制限加算額	老人扶養親族1人につき10万円 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の 控除対象扶養親族一人につき25万円	老人扶養親族1人につき6万円 扶養親族全員が老人扶養親族の場合は1人を 除く

※所得制限限度額は変更されることがあります。

### 所得の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額等）} - 8\text{万円} - \text{控除額}$$

### 諸控除について

障害者控除	特別障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除
27万円	40万円	27万円	35万円	27万円
配偶者特別控除 雑損控除 医療費控除 小規模企業共済等掛金控除				
地方税法で控除された額 ※課税台帳に記載された控除額				

※諸控除について、具体的に控除される項目（種類）や控除金額等は区役所の担当窓口でご確認ください。

### 扶養義務者とは？

民法第877条第1項に規定する直系血族及び兄弟姉妹（父母、祖父母、子、兄弟姉妹など）で、受給者世帯の生計をともに維持する者をいいます。住民票を分離していても、同居していれば、原則として生計同一とされ、所得制限の対象となります。

## 2 対象になる障害は？

障害の判定は、**原則として診断書**で行います。提出された診断書に記載された、児童の現在の状態、医学的な障害の原因及び経過、予後等、並びに日常生活の介護の程度等を十分勘案し、総合的に判断した上で認定を行います。なお、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合、診断書の提出を省略できる場合がありますので、お住まいの区役所担当窓口でおたずねください。

対象となる障害の状態は、政令により、次のように定められています。

特別児童扶養手当法（施行令別表第3）の障害認定基準			
1級の障害の状態		2級の障害の状態	
①眼の障害について(a)～(d)のいずれかに当てはまるもの	(a) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	①眼の障害について(a)～(d)のいずれかに当てはまるもの	(a) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	(b) 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの		(b) 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	(c) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの		(c) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	(d) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの		(e) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの		②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	
③両上肢の機能に著しい障害を有するもの		③平衡機能に著しい障害を有するもの	
④両上肢の全ての指を欠くもの		④そしゃくの機能を欠くもの	
⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの		⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	
⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの		⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	
⑦両下肢を足関節以上で欠くもの		⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	
⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの		⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの	
		⑨一上肢の全ての指を欠くもの	
⑨前各号に掲げるものの他、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※1		⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	
		⑪両下肢の全ての指を欠くもの	
⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの	
		⑬一下肢を足関節以上で欠くもの	
⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
		⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ※2	
		⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

※1 「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上もしくは身体上の能力が欠けているかまたは未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。

※2 「日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいいます。

※ 身体障害者手帳をお持ちの方でも、診断書を総合的に判断した結果、手帳の等級と特別児童扶養手当の等級が異なる場合や、特別児童扶養手当等の支給に関する法律で定められた障害の状態には該当しないと判定される場合もあります。

## 3 手当の額と支払期日は？

### 特別児童扶養手当の額【児童1人につき月額】

(令和8年4月から)

特別児童扶養 手当1級	月額 58,450 円	特別児童扶養 手当2級	月額 38,930 円
----------------	-------------	----------------	-------------

※手当の月額は、「物価スライド制」の適用により変動することがあります。

## 特別児童扶養手当の支払い期日

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。  
年に3回、4ヶ月分の手当がまとめて支払われます。

支払期	支払日	支払方法
4月期（12～3月分）	4月10日	請求者の指定した 金融機関への口座振込
8月期（4～7月分）	8月10日	
12月期（8月～11月分）	11月11日	

※療育手帳B1で有期再認定請求を行う場合、認定までに時間を要するため、有期期限内に提出いただいても定例支払月の翌月以降の支払いになる場合があります。

※支払日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関が営業している日となります。

## 4 手当を受けるには？

お住まいの区役所の担当窓口で、必要な書類等を確認・相談のうえ手続きをしてください。



### ① 認定請求に必要な書類を準備します。

【必要書類チェックリスト】	【場合により必要な書類チェックリスト】
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当認定請求書 <input type="checkbox"/> 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本（※） <input type="checkbox"/> 受給者、対象児童、配偶者、扶養義務者の個人番号が確認できる書類 （個人番号カード、通知カードなど） <input type="checkbox"/> 外国籍の方は在留カードの写し <input type="checkbox"/> 児童の障害の程度についての医師の診断書 （所定の様式によるもの。診断書は窓口で用意しています。） ※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合がありますので、担当窓口でおたずねください。 <input type="checkbox"/> 振込先口座申出書  ※戸籍謄（抄）本は発行後1か月以内のものを、診断書は請求月又はその前月に診断されたものを提出して下さい。	養育者の場合 <input type="checkbox"/> 養育申立書  児童と別居している場合 <input type="checkbox"/> 別居監護申立書 <input type="checkbox"/> 児童の世帯全員の住民票（堺市に児童の住民票がない場合）  請求者等の実際の住所が住民票所在地と異なる場合 <input type="checkbox"/> 住所要件に関する申立書 <input type="checkbox"/> 住民票（堺市に住民票がない場合。発行後1か月以内のもの）  施設入所により資格喪失したが、退所して再度請求する場合 <input type="checkbox"/> 施設退所・措置解除証明書または障害福祉サービス受給者証の退所日を記載している部分の写し  代理人が申請される場合 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人の身元が確認できる書類 （運転免許証、パスポートなど）  ※この他にも、場合により必要となる書類がありますので、必ず区役所担当窓口を確認してください。

### ② 書類の提出

お住まいの区役所の担当窓口にて認定請求書とその他の必要書類を提出します。

### ③ 審査と認定

受給資格及び障害の程度について、審査します。手当は、受給資格について堺市の認定を受けた後、受給することができます。

#### ④ 通知書等発行

認定されると、認定通知書が発行されます。受給資格がないと認められ、請求が却下されたときは、認定請求却下通知書が発行されます。

#### ⑤ 受給開始

手当は、年3回支払日に振り込みされます。

### 5 手当を受けている方の手続きは？

手当の認定を受けた方は、次の届出義務がありますので、事由が生じたときは、すみやかにお住まいの区役所の担当窓口へ届け出てください。

**提出が遅れますと、手当の支給が受けられなくなったり、所定の支払日に振込ができなかったり、受給された手当を返還していただく必要が生じる場合があります。**

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月12日 ～9月11日 (すべての受給者)	<b>所得状況届</b> ・前年の所得と児童の監護状況を確認するため、 <b>すべての受給者が提出する必要があります。</b> ・所得状況届を提出しないと8月以降の手当は支給されません。 ・提出期限(9/11)を過ぎてから届出した場合、手当の支給時期が遅れる場合がありますのでご注意ください。 <b>【注意】所得状況届を2年間続けて提出しないと、手当の受給資格を失うことになります。</b>
認定に有期期限が設けられているとき	<b>有期再認定請求書</b> 特別児童扶養手当の認定には、障害の程度に応じて、1年から2年程度の有期期限が設けられています。 ・有期再認定を受けなければ、 <b>有期期限の翌月分以降の手当の支給が受けられなくなります。</b> ・有期期限内に有期再認定請求の手続きをされない場合、再認定されても <b>請求日の属する月の翌月からの認定、支給となります。</b> ・受給者または児童が外国籍で在留期限がある場合には、障害に係る有期期限の更新のほか、当該在留期限の更新時にも有期再認定請求書の提出が必要となります。
監護(養育)する児童の数、障害の程度が変わったとき  ※身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた時や障害等級に変更があった場合、まずは区役所の担当窓口へお問い合わせ下さい。	<b>額改定請求書</b> ・・・手当が増額するとき ① 監護する障害のある児童が増えたとき 例) 児童が施設を退所して引き取った、新たに障害がわかった児童がいたなど ※施設を退所した場合は退所日の翌日以降に請求できます。 ② 障害の程度が重くなったとき(例:療育手帳B1→A) ▶認定された場合、請求月の翌月分の手当から増額となります。 <b>【注意】請求が遅れた場合、遡って改定はされません。手続きが遅れないようご注意ください</b>  <b>額改定届</b> ・・・手当が減額するとき ① 2人以上の対象児童がいる世帯で、監護する児童が減ったとき 例) 児童が施設に入所した、児童が死亡したなど ※施設入所の場合、入所日の前日が事由の発生した日となります。 ② 障害の程度が軽くなったとき(例:療育手帳A→B1など) ▶額改定事由の発生した日の翌月分の手当から減額となります。 <b>【注意】届出の翌月からではないので、ご注意ください。</b>

受給資格がなくな ったとき	<b>資格喪失届</b>
	<p>次の場合は受給資格がなくなります。すみやかに資格喪失届（受給者死亡の場合も同一様式）を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象児童を監護（養育）しなくなったとき。</li> <li>② 対象児童が児童福祉施設、障害者支援施設等に入所したとき。 （入所日の前日が喪失資格日となります。） ※施設を退所した場合は、退所した日の翌日以降、手当の請求をすることができます。</li> <li>③ 受給者または対象児童が死亡したとき。</li> <li>④ 受給者または対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき。</li> <li>⑤ 対象児童が障害を支給事由とする年金を受給できるようになったとき。</li> </ol> <p><b>【注意】資格喪失届を提出せず、手当を受給し続けると、資格喪失日の属する月の翌月以降の手当額の全額を返還していただくことになりますので、ご注意ください。</b> ※上記の届出によるものの他、有期再認定請求の際に提出された診断書により、対象児童の障害の程度が、法令に定める障害の程度に該当しなくなったと判定されたときは、受給資格がなくなります。</p>

### その他の各種届出

届出を必要とするとき	届出の種類等
所得更生・世帯状況の変 更（配偶者の有無の変更、 扶養義務者との同居・別 居等）があったとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>所得状況変更届兼支給停止関係届</b> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所得制限限度額を超えていた人が、限度額以内になる場合 →変更事由の発生した日の属する月の翌月から手当が支給対象となります。</li> <li>② 所得制限限度額以内だった人が、所得制限限度額を超える場合 →変更事由の発生した日の属する月の翌月から手当が支給停止となります。</li> </ol> <p>既に受け取られた手当がある場合には、手当額を返還していただくことになりますのでご注意ください。</p>
氏名・住所・支払金融機 関を変更するとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>氏名変更届 住所変更届</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>市外転入届（市外から堺市に転入した場合）</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>振込先口座申出書</b> </div>
その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>特別児童扶養手当受給証明申請書</b> </div>

### 区役所担当窓口一覧表（特別児童扶養手当担当）

令和8年4月現在

管轄区	区役所担当課	電話	FAX
堺区	堺保健福祉総合センター地域福祉課	072-228-7477	072-228-7870
中区	中保健福祉総合センター地域福祉課	072-270-8195	072-270-8103
東区	東保健福祉総合センター地域福祉課	072-287-8112	072-287-8117
西区	西保健福祉総合センター地域福祉課	072-275-1918	072-275-1919
南区	南保健福祉総合センター地域福祉課	072-290-1811	072-290-1818
北区	北保健福祉総合センター地域福祉課	072-258-6771	072-258-6836
美原区	美原保健福祉総合センター地域福祉課	072-341-0033	072-362-0767

発行 堺市健康福祉局障害福祉部障害支援課  
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7411（ダイヤルイン）